

人教第1135号
15. 2. 19

長官官房長
施設等機関の長
各幕僚長
統合幕僚会議事務局長 殿
情報本部長
技術研究本部長
契約本部長
防衛施設庁長官

人事教育局長

「自衛官の部外における運動競技会等への公務での参加について」
に係る運用について（通知）

「自衛官の部外における運動競技会等への公務での参加について」（防人教第1135号。15. 2. 19。以下「次官通達」という。）の運用に当たっては、当分の間、下記により実施することとされたい。

なお、「部外における運動競技会等への参加について」に係る運用について（人教第9706号。13. 12. 28）は、廃止する。

記

- 1 次官通達記の2（4）の「全国的規模の競技団体が主催する競技会」は、別紙に記載する競技会とする。
- 2 次官通達記の3なお書の「運動競技会等」は、オリンピック競技大会、アジア競技大会及び種目別世界選手権大会とする。

添付書類：別紙

部外における運動競技会への参加の範囲

- 1 全日本（全国）社会人競技大会
- 2 全日本実業団競技大会
- 3 （財）日本陸上競技連盟が主催しかつ出場資格が限定されているマラソン競技
- 4 次に掲げる全日本（全国）競技大会
 - (1) 全自衛隊大会
 - (2) 日本スポーツマスターズ
 - (3) 全国都道府県対抗男子（女子）駅伝大会
 - (4) ラグビー全国クラブ大会
 - (5) サッカー全国地域リーグ決勝大会
 - (6) バレーボール日本産業人男女全国優勝大会
 - (7) 全国都市対抗野球大会
 - (8) 全日本都市対抗テニス大会
 - (9) 全日本東西対抗剣道大会
 - (10) 少林寺拳法全国大会
 - (11) 全日本合気道演武大会
 - (12) 宮様スキー大会国際競技会
 - (13) 明治神宮奉納全国弓道大会
- 5 その他上記に準ずる競技会で人事教育局長が公務での参加が適当と認めるもの